令和８年（フ）第２３６号
福岡県久留米市荒木町荒木1147番地６
債務者　上瀧　真衣（旧姓野田）
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２６３号
福岡県久留米市西町551番地16　スペースフォー101号
債務者　鹿野　幸男
１　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２６７号
福岡県久留米市上津町2228番地110　ヒッコリーリッジ弐番館104号
債務者　佐藤真由美
１　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２６８号
福岡県久留米市野中町1132番地４　タウニー湯の坂202号、前住所福岡県久留米市通東町２番地14　マルホビル405号
債務者　岡本　征子
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２６９号
福岡県久留米市野中町1132番地４　タウニー湯の坂202号、前住所福岡県久留米市通東町２番地14　マルホビル405号
債務者　岡本　憲明
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２７３号
福岡県久留米市花畑２丁目14番地３　ハイラーク花畑駅前108号
債務者　平田　清佳
１　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第１０５号
長崎県大村市黒丸町352番地６
債務者　藤原ヒロ子
１　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和８年（フ）第１５８号
北海道帯広市東10条南９丁目１番地14
債務者　松井工業こと　松井　潤一
１　決定年月日時　令和８年９月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第２７６号
静岡県沼津市東椎路385－１　西濃運輸株式会社沼津支店内、申立時の住所静岡県沼津市沼北町一丁目１番30－２号
債務者　網野　優貴（旧姓梶山）
１　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第４２５号
愛知県刈谷市半城土町北十三塚７番地１　ソシア十三塚104号
債務者　中本　和枝
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第５５７号
愛知県豊田市神田町２丁目５番地６　ファンタジアＴ’Ｓ　304号
債務者　本間　麻美
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４９号
京都府亀岡市南つつじケ丘桜台５丁目14番６号
債務者　番　　智春
１　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

令和８年（フ）第５０号
京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野276番地８　ブレインマンションＫＯＭＯＮＯ103号室
債務者　山内　　憲
１　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

令和８年（フ）第２０７号
奈良市朱雀五丁目２番地の２　平城朱雀第１住宅36―103
債務者　杉田　舞香
１　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２５４号
奈良県生駒市新旭ケ丘８番13号　ルチルヴェーラ生駒102
債務者　辻本　恒太
１　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２１７号
奈良県香芝市磯壁三丁目94番地１　ベルドミール香芝60Ｃ号
債務者　齊藤ひろみ
１　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第２６９号
香川県さぬき市志度628番地５
債務者　行安あや子
１　決定年月日時　令和８年９月30日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係